

令和4年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和4年1月17日(月)

会 場 南会津役場本庁

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月17日(月) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津役場本庁 3階 正庁
- 3 出席した委員

農業委員 8名

1番	星 隆一	3番	平野 恒二	5番	湯田 重行
6番	湯田 義三	7番	星 洋一	9番	渡部 一男
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

農地利用最適化推進委員 2名

田島第1	渡部 昭雄	田島第9	渡部 典弘		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

2番	芳賀 美紀	4番	馬場 崇裕	8番	酒井 圭
----	-------	----	-------	----	------

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星良太郎
------	-------	---------	--------	----	------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 地籍調査に伴う地目変更について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となる。

事務局から、議案第1号の訂正を報告。

議長 それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀
委員であります。現在の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関す
る法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議
規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたと
ころ、2名に出席をしていただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい
たします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告をお願いします。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありまし
たらお願いします。なお、質疑については、必ず挙手をし、議席番号を述
べ、議長の許可を受けてから発言をお願いいたします。よろしくお願
いいたします。

何か質問ありますか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1及び2について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄
進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄)議長。1月15日、一昨日、調査に行つてまいりました。譲
渡人は、今現在、福島市の方に住んでらっしゃいまして、年齢が80歳を
超え、ひとりで住んでいらっしゃるということで、その方の弟、小椋カ
ツオさんにお会いして状況を確認してまいりました。譲受人は、小椋カ
ツオさんの息子さんです。この息子さんは、今役場に勤めておまして、
渡邊敏彦さんの要望で土地を譲り受け、奥さんと二人で家庭菜園をした
いということがございます。なお、家庭菜園で余った野菜を地元の町の

駅、道の駅等に売りたいという要望でございました。今まで、道の駅とかに売った経験がございませんので、売り方や梱包等の指導を願いたいという依頼も受けて参りました。周りは農地ですので、特に迷惑かからない。今現在、田2筆なのですが、今は何も作っておりません。これをきれいにして家庭菜園にして、周りに迷惑をかけたくないということでございます。私の判断といたしましては、なるべく荒らさないように作ってくれる方がいるのであればお願いしたいということで、私は適当であると考えております。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対しての、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1及び2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1及び2については、原案のとおり決定をいたします。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島9

(渡部典弘)1月14日に調査いたしました。弓田達也さんは、以前より自宅の裏側の土地なので、水田を耕作しています。雅俊さんは、年齢が78歳で、農業も家の近くの畑をちょっとやって、遠くの畑とかは貸しております。弓田達也さんに、以前より水田を貸しておりました。雅俊さんも今後耕作する予定はないので、今後とも達也さんが農地を有効に使っていただけるのであればということで、譲り渡すことになりました。達也さんは54歳で、今後とも農業を兼業でやっていかれる形であります。
以上でありますので、認めていただけるものと思います。以上です。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
- 議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員から調査の説明をお願いいたします。
- 田島1 (渡部昭雄) 議長。第5条の件なのですが、先ほど説明いたしました譲渡人、譲受人、同じでございます。渡部敏彦さん、先ほども申し上げましたように、福島市に住んでおられて、もうこちらには戻ってこないということで、渡部敏彦さんの土地を全て、小椋カツオさん。弟なのですが、その方の息子さん、役場に勤めている小椋恵司さんに全て譲りたいということで話が決まりました。約50年前、その真向いの土地に、エムズ美容室さんがあるんですが、そこを作った時に目の前に土地がありまして、そこが農地だとは知らずに駐車場、雪捨て場として約50年程使用してまいりました。今回、渡部敏彦さん、地主なのですが、この方が高齢でいつ倒れてもおかしくない状態で、登記を見ましたところ、農地だったということで、小椋恵司さん、譲受人なのですが、この際、はっきり農地から宅地に変更したいという申請が上がって参りました。場所は、周りが全て住宅地になっております。一昨日見に行ったんですが、宅地から農地には変更できない状態です。50年も使っており、周りが宅地になっておりますので、今更農地に変更するのは、難しいんじゃないかと判断をいたしました。渡部敏彦さんの弟さん、カツオさんに話を聞いてまいりましたが、50年以上も使ってますので、今更農地に変えるということは、労力も必要だし、周りにも、農地として使ったならば非常に迷惑をかけるんじゃないかという状態です。私は、農地に戻すということは不可能だと判断いたしました。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1について、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きます、日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 事務局の星です。私のほうから議案第3号、農用地利用集積計画決定についてをご説明いたします。議案書の7ページの利用権設定内訳1月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。再設定ですが、田が3筆、4,995㎡ 畑が5筆、11,169㎡でした。新規については、田が35筆、27,715㎡ 畑が1筆、1,044㎡でした。再設定と新規合わせまして、田が38筆の32,710㎡、畑が6筆、12,213㎡となりまして、合計44筆の44,923㎡となります。8ページからは利用権設定の一覧になります。左側の番号、1番から10ページの41番までが基盤法による個人間での利用権設定であり、42番から44番までが農地中間管理事業による利用権設定となります。また、農地中間管理事業につきましては、集積計画一括方式でありますので、機構から耕作者への貸付分につきましては、議案書11ページとなっております。使用貸借権の設定につきましては、田島地域の水無 栗生沢地区及び南郷地域の界地区において設定がございますが、これらにつきましては、農地を荒らさないで管理してもらえらばと、貸付人の意向によるものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

3 番 (平野恒二) 41番なんです、利用権設定を受けた者の説明をお願いしたいんですが。聞きなれないから。

事務局 (星) はい。食農価値創造研究舎という所でしょうか。

3 番 (平野恒二) はい。

事務局 (星主査) こちら、食農価値創造研究舎ということで、南郷の支所に確認しましたが、食品の加工をしているところで、トマトジュースの加工なんかをやっているところでした。

3 番 (平野恒二) 了解。

議 長 他に質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

田島 1 (渡部昭雄) よろしいですか。今、番号 41 番、会社名が聞きなれないということで、問い合わせがあったんですが。参考までに利用権を設定した方、小野孝さん。この小野孝さんは昔、委員をされてた方ですよ。トマトを専門に作ってるということで、県の方から表彰されたんですよ。この方で間違いはないってことですね。はい、わかりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。

議 長 次に、日程第 7 「議案第 4 号 地籍調査に伴う地目変更について」を議題といたします。本案については、地籍調査事業による農地等の地目変更に対する意見について、南会津町長より照会があったことから、意見を決定するものであります。事務局より内容の説明をしてください。

事務局 (事務局長補佐) 議案第 4 号、地籍調査に伴う地目変更について、簡単に説明させていただきます。議案書の 12 ページから最終ページ、21 ページまでということになります。南会津町では、現在国土調査法に基づく地積調査を実施しているところです。今般、中荒井の第 2 地区こちらが完成したことに伴いまして、町の農林課国土調査係のほうから農業委員会へ照会がありましたので、議案として、提案させていただいたというものになります。国土調査法に基づきます地籍調査、これにおける地目の調査につきましては、原則的に、土地の形状及び主たる目的により地目を設定することとされています。地目の設定につきましては、地籍調査の方に権限が与えられております。

しかし、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、あるいは反対に農地以外から農地へ、その土地の用途が変更されるという時には、国の方針としまして、農地にかかる地目変更は農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、町から農業委員会へ照会があったということです。議案書 13 ページの総括表を開いていただき、照会がありました農地ですけれども、全部で 70 筆程ございまして、新しく登記になる面積の合計で、11,977.75 m²となっております。その内、田から農地以外へ地目が替わるものが 4 筆ありまして、1,903 m²、畑から農地以外の地目へ替わるものが 50 筆ありまして、7,939.75 m²、合計で 54 筆ございまして、9,842.75 m²ということになっております。このうちの雑種地につきましては、全て駐車場として利用されているものである旨、地籍担当者から連絡を頂いてるところです。農地内での地目変更というものも 6 筆ござ

いまして、田から畑に変わるものでありますけれども、合計で面積が1,138 m²となっております。農地以外の地目から農地になるものは、今回はなかったということでございます。田と畑のうちの9筆、地籍調査外の面積で1,278 m²、これは現地確認不能となっております。この現地確認不能の内の6筆は、現況が河川。残り3筆は、現地そのものが特定できない、現地が不明だということでありました。これは、法令によりまして現地確認不要ということによって定められているものになります。詳細につきましては、議案書の14ページから21ページに記載されております。こちらをご覧くださいようになるかと思えます。議案書の中で、番号11番が一番近いところなんですけど、11番、12番とか、地目のところにカッコ書きをつけたものがございます。合筆と書いてあるんですけども、その合筆先の地目がちょっとなかったものですから、事務局の方で合筆先の地目調べまして表示させていただいたものです。カッコ書きにつきましては、そういった内容のものです。町から来た書類に地目がなかったので、事務局の方で地目を入れさせてもらった中身になっております。

以上、地籍調査の概略の説明となります。この議案につきましては、先ほど最初に説明したとおり、農地から他の地目に変更する場合には、事前に農業委員会へ意見を聞いておかなければならないということで、今回農業委員会に対しまして、意見を求められているというものです。従いまして、農業委員会の確認意見ということでございますので、地積調査の内容、地目の可否につきましては、承認ということではなく、協議いただき、委員の皆様の意見を聴取たしまして、「こういう意見がありました」というような意見を付して、町の方に回答させていただくものになります。以上になります。ご審議お願いします。

議 長

説明が終わりました。

皆様方の意見を求めます。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

3 番

(平野恒二) 国調で地目変更等があるのは当然だと思うんですが、資料のことなんですけど、11番でちょっと説明あったんですが、これご覧いただきたい。何枚もあるんですが、これ宅地に合筆なんです。本来の資料ならば、1068番の宅地分もここに記載されてないとちょっと不明だと思うんです。国調やった分の書類にはあると思うんですが、できれば農業委員会にかける資料にも背景が分かるように記載いただきたい。今後、何筆かあるんです。いいですか、言いますか。11、12、13、15番、16番、18番、19番、21番、31番については、合筆した元の分も記載されてない。国調やった資料にはあるかと思うんですが、農業委員会の資料として出す分についても記載いただきたいと思えます。いかがですか。

議 長

事務局、これについては、どうですか。

- 事務局 (事務局長補佐) 国調としては、元々の筆、農地に係るものだけを挙げて
いる形だと思うので、今委員から話が合った内容を回答書に記載して
次回以降、これをお願いしますという形になると思います。資料そのも
のは、国調の方からいただいているものなので、そういった形で作って
くださいということで、お願いすることになると思います。以上です。
- 3 番 (平野恒二) 農林課の方から来た資料を見せていただきたい。農業委員
会に依頼あった文書。こういう明細。そういうことちょっと考えられな
いんだが。以前農地だったのが山林になりました。原野になりました。
それは、分かるんですが、その背景が分からないんですね。この場合、
11番見ると宅地になりました。11、12、13、15、16、18とあるんですが、
ところが相手方の宅地になった分、元々宅地だった分も当然記載した方
が資料として分かりやすいと思う。それがないと漏れがあるかどうか
疑問に思っちゃうんですよ。これだけでは、このとおりに向こうから来
たのかどうか確認したいんで、を見せていただきたいと思います。
- 事務局 (事務局長) 今、補佐が町より来た依頼文、取りに降りておりますので、
少々お待ちいただきたいと思います。
- 議長 今取りに行ってるそうなので、ちょっとお待ちください。
しばらくの間、暫時休議いたします。
- (午後2時8分 休議)
- (午後2時12分 再開)
- 議長 会議を再開します。
- (依頼文 3番委員に提示)
- 3 番 (平野恒二) 町からの依頼文書にもないようですね。この資料にも。と
いうことは、ちょっと勘違いしてるんじゃないんですか。よく当局に確
認してもらいたい。農業委員会としては、左右分かる分の書類にして
もらいたい。農業委員会の方で農地が他に変更になった分だけあればいい
と指示されたかどうか分からないけど、書類としては適当ではない。確
認願います。、町当局に。
答弁は、後日で結構です。どのように処理されるのか聞ければいいで
す。
- 議長 それでは、資料の件につきましては、後日改めまして事務局の方から
詳しい説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 3 番 (平野恒二) 先ほども言いましたように地目変更は当然ですし、これについては、意義ありません。ただ、提出された書類については、国土調査前後の関係が分からないから、これを改めてもらいたいということです。
- 議 長 この調査書しか来ないんです。これしかないんで。
- 3 番 (平野恒二) ないっていうか。農業委員会で替わったのだけ出せと言ったのか、そのへんは分からないですが、11番、15ページ見てください。1096の畑です。これは、宅地になっている。後ろでは1068に合筆になっている。この内容については、国土調査のほうで決定すべきことではないんですが、書類として1068もここに記載されないと分からない。国土調査の結果については、記載されていると思います。ただ、農業委員会の資料にも記載してくださいと。指示されればいいだけの話なんです。片方だけ農地から外れた分を記載されては、資料としてはおかしい。事務局も不思議に思わないんですかと思ってるんです。次回まで結構です。文書でもなんでも結構です。案件については、こう替わったっていう内容については、私は意義ありません。それだけ確約していただければいいです。
- 事務局 (事務局長) 今のご意見ですので、次回総会の時に経過等踏まえまして説明させていただきます。
- 議 長 それでいいますか。
- 3 番 (平野恒二) 案件については意義ありません。この資料の提出の仕方、今後どうされるのか。それだけ伺えば結構です。これでは、私は不備だと思います。農業委員会に出す、提出する書類もそうだし、そういう指示をされているかどうか分からないんですが。その点はおかしい。国土調査やったの見れば、当然宅地になった元の面積がいくらになりました。その他合筆になりましたと記載されている。農業委員会の書類にも合筆された元の分も記載してください。それだけです。そういう答弁を期待してる。
- 議 長 分かりました。。
他に質疑ありませんか？
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり、地目変更に異議なしということで決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議は終了いたしますが、資料の件につきましては、次回説明をお願いします。
総会に付議された議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局のから説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 はい、説明が終わりました。
このことについて質問はございませんか。

議 長 はい、質疑がありませんので、その他に入ります。皆様から何かありましたら質問を。

(平野恒二委員 欠席委員の人数確認)
(事務局 星主査 農地利用の意向調査について)
(湯田義三委員 農業委員会だより発行について)
→広報委員を3月の推進会議時に選出し、来年度発行に向け検討。

(星洋一委員 令和4年度の当初予算計上の件。魅力ある農業の検討について)

議 長 それでは、その他皆さんからないようですので、代理から閉会のことばをお願いします。

職務代理 大変雪の中、慎重審議ありがとうございました。今、確かに洋一さんから出された関係で、米もアスパラも言われるような状況で、年齢が70過ぎの方が担い手やってる関係もあるんです。そこら辺をやはり最適化推進委員の方も集まった時にでも是非、フリーで論議をやっていただいで。

それでは、会議を閉じますので。ありがとうございました。なお、雪下ろしやる方は気を付けてやってください。

閉会 午後 2時 41分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

6 番

7 番

